

◆軽自動車税（種別割）の税率について◆

①原動機付自転車、オートバイ、トラクターなど

種 別		税 額	種 別		税 額
原動機付 自転車	50cc以下(特定原付含む)	2,000円	小型特殊	農耕作業用	2,400円
	50cc超 90cc以下	2,000円		その他(フォークリフトなど)	5,900円
	90cc超 125cc以下	2,400円	軽二輪車(125cc超 250cc以下)		3,600円
	ミニカー	3,700円	二輪小型自動車(250cc超)		6,000円

②軽四輪等（三輪以上の軽自動車）について

※軽四輪等は、初度検査年月に応じて税額が変わります。初度検査年月は自動車検査証で確認できます。

種 別		平成27年3月31日 以前に新規検査	平成27年4月1日 以降に新規検査	新規検査日から13年を経 過したもの(重課対象*)	
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
軽自動車	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

番号 ○○○○ 自動車検査証 ○○年○月○日 軽自動車検査協会

車 両 番 号	交 付 年 月 日	初 度 検 査 年 月	自 動 車 の 種 類	用 途	自 家 用 ・ 専 業 用 の 別	車 体 の 形 状		
	年 月 日	年 月				長 さ	幅	高 さ
車 台 番 号	乗 車 定 員	最 大 積 載 量	車 両 重 量	車 両 総 重 量		cm	cm	cm
	人							

「初度検査年月」
自動車検査証のこの箇所をご参照ください。

*重課対象（新規検査日から13年を経過した車両※）

→令和6年度は、「初度検査年月が平成23年3月以前の車両」が対象 以後は次のとおり

重課適用年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
初度検査年月	平成24年3月以前	平成25年3月以前	平成26年3月以前	平成27年3月以前	平成28年3月以前

※電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド軽自動車、及び被けん引車は重課対象外。

③グリーン化特例（軽課）について

令和5年4月から令和6年3月までに最初の新規検査を受けた三輪、四輪の軽自動車で、次の基準を満たす車両について、本年度分の軽自動車税（種別割）に限りグリーン化特例（軽課）が適用されます。

電気軽自動車・天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス規制Nox10%以上 低減又は平成30年排ガス規制適合)	軽三輪	軽四輪(乗用)		軽四輪(貨物)	
		自家用	営業用	自家用	営業用
	1,000円	2,700円	1,800円	1,300円	1,000円

※上記のほか、軽自動車(軽三輪を含む。)の乗用営業用については環境性能に応じ、概ね50%軽減、25%軽減の適用があります。
(ガソリン車・ハイブリッド車)

電気・天然ガス・メタノール軽自動車の新車を購入された方へ（池田市の減免制度の案内）

最初の新規登録から2年度分の軽自動車税（種別割）に限り、減免を受けていただくことができます。但し、申請が必要となりますので、詳しくは池田市役所総務部課税課までお問い合わせください。

車検時の納税確認が原則電子化されました



令和5年1月から軽^{ジャンクス}JNKs (Jidoshazei Nofu Kakunin System) が導入され、継続検査を受ける車両の納税状況を軽自動車検査協会がオンラインで確認できるようになりました。これにより、継続検査窓口での「納税証明書の提示」は原則不要になりました。(3輪以上の軽自動車に限る)

ただし、次の場合には従前どおり納税証明書により納税確認が必要です。

- ①納付直後の場合(口座振替を除き、納付方法により反映までに1~3週間程度要します。)
- ②賦課期日(4月1日)を過ぎてからの中古車等の購入や名義変更により当該車両を取得された場合

上記①の場合は、窓口納付時に返却される納税証明書を車検時に提出してください。電子納付や納税証明書がついていない納付書を使用された場合、および上記②の場合は、市役所窓口(納税課または総合窓口課)で取得していただくか、納税課へ郵送で請求してください。

請求方法は市ホームページ「納税証明申請書等」のページ(右QR)に記載しています。

なお、口座振替で納付された方に、軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)を郵送していましたが、郵送を廃止しています。(3輪以上の軽自動車に限る)



地方税統一QRコード(eL-QR)を使って納付が便利に

納付書記載のQRコードを読み取って、クレジットカードやスマートフォン決済アプリによる納付が可能です。詳しくはお送りした納税通知書の封筒裏面をご確認下さい。

- ※これまで通り、銀行窓口、コンビニ、口座振替での納付も可能です。
- ※クレジットカードで納付される場合、別途システム利用料が発生します。

納税方法・納税証明書に関するお問い合わせ先：納税課 072-754-6225(直通)

軽自動車の手続きはお忘れなく

4月1日現在の所有者(または使用者)にその年度の軽自動車税(種別割)が課税されます。知人への譲渡や現物の廃棄だけでは登録が残ることになり、登録されている所有者に納税通知書が発送されますのでご注意ください。登録・廃車手続きについては以下を参照ください。

車種	申告場所	申告事項	申告に必要なもの
原動機付自転車 125ccまで 小型特殊自動車	池田市役所 総務部課税課 2階 10番窓口 (受付) 午前8時45分~午後5時15分 (平日のみ) (住所) 〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号 (電話) 072-754-5255	取得	販売証明書又は市町村発行の再登録用廃車証明書、運転免許証
		廃車	標識交付証明書(廃棄の場合のみ無くても可)、ナンバープレート、運転免許証 ※盗難・紛失時には警察発行の受理番号が必要
		名義変更 (市内の方同士)	標識交付証明書、運転免許証、窓口に来られない方の委任状 ※交換が必要な場合はナンバープレートも
		住所変更(市内転居)	標識交付証明書、運転免許証
		標識交付証明書の再発行	車に打刻されている車台番号の石刷り(拓本)、運転免許証
<p>注1 登録・廃車等の手続を代理人に依頼される場合は、委任状が必要です。</p> <p>注2 池田市に住民登録をされていない方の登録には、運転免許証及び消印済の住所氏名が記載されている郵便物や公共料金使用料の領収書等が必要です。</p>			
軽自動車 3輪・4輪	軽自動車検査協会 大阪主管事務所高槻支所 (住所) 高槻市大塚町4-20-1 (電話) 050-3816-1841	<p>廃車・名義変更・住所変更などの諸手続について、左記の車種に該当する申告場所へお問い合わせください。</p> <p>なお、車の使用の本拠の位置を、「大阪ナンバー」以外の地域へ転出または移動された方は、左記申告場所とは異なりますので、転入または移動された市町村の軽自動車税担当まで申告場所をおたずねください。</p>	
軽2輪車 2輪小型自動車	近畿運輸局 大阪運輸支局 (住所) 寝屋川市高宮栄町12-1 (電話) 050-5540-2058		